

## 浴室天井埋込式乾燥装置の指導基準

防火対象物の浴室の天井に設ける電気を熱源とする浴室天井埋込式乾燥装置（浴室暖房の用に供するものを含む。）の設置に関する指導基準を次のとおり定める。ただし、ヒートポンプ方式のみのものは除く。

### 記

- 1 浴室天井埋込式乾燥装置（以下「乾燥機」という。）を設置する浴室は次によるものとする。
  - (1) 浴室の天井及び壁（床面からの高さ1.2メートル以下の部分を除く。）は、不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）又は準不燃材料（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。）により造ること。
  - (2) 乾燥物が落下し、又は接触するおそれのある位置にふろがまを設けないこと。
- 2 乾燥機の構造は次によるものとする。
  - (1) 使用に際し火災の発生のおそれのある部分を金属等の不燃材料で造るとともに衝撃、振動または加熱により容易にき裂、破損又は変形が生じないものとする。
  - (2) 浴室に面する部分以外の部分に開口部を設けないこと。ただし、厚さ0.3ミリメートル以上の金属材料で造った専用のダクトにより直接屋外から給気し、又は屋外に排気を行うもので、ダクトが次のアからウまでに掲げる事項のすべてに適合する場合はこの限りでない。
    - ア ダクトの内径は1.5センチメートル以下（これに相当する断面積のものを含む。）であること。
    - イ ダクトが延焼のおそれのある外壁又は防火区画を貫通する場合は、当該部分に温度ヒューズ式等により自動的に作動する防火ダンパーを防火上有効に設けること。
    - ウ ダクトは可燃性の部分から5センチメートル以上の距離を保つよう設けること。ただし、金属以外の不燃材料で有効に被覆する部分については、この限りでない。
  - (3) 電熱装置の容量は3キロワット以下とすること。
  - (4) 電熱装置の異常加熱を防止できるよう加熱防止用サーモスタット及び加熱防用温度ヒューズを設けること。
  - (5) 外郭の表面温度は100度以下とすること。
  - (6) 温風吹出し温度は95度以下とすること。
  - (7) 電熱装置に接続する電線は耐熱性を有するものとする。

(8) 送風機が停止した場合は、電熱装置の電源を自動的に遮断するものとする。

3 ダクトの構造は次によるものとする。

(1) ダクトは、不燃材料で造ること。

(2) ダクトは、専用とすること。ただし、一の住戸内の洗面所、便所その他これらに類する室（以下「洗面所等」という。）のダクトと接続される場合で、洗面所等のダクトが不燃材料で造られている場合はこの限りでない。

4 乾燥機は落下することのないよう堅固に固定するとともに、可燃性の部分から10センチメートル以上の距離を保つよう設置するものとする。ただし、可燃性の部分を厚さ9ミリメートル以上の金属以外の不燃材料により防火上有効に被覆した場合は、この限りでない。

5 衣類等の乾燥物の吊り下げ用パイプ等を設ける場合は、温風吹出し口から20センチメートル以上の距離を保つように設けるものとする。

6 乾燥機及びこれに接続する給排気用ダクト等は容易に点検及び整備ができるよう設けるものとする。

7 電気用品取締法に基づき技術基準に適合した乾燥機器（以下「適合機器」という。）又は、従前の電気用品取締法の型式認可品で、かつ、電気事業法（昭和39年 法律第170号）に基づき乾燥機器が設置される場合は、上記1（1）、2（2）及び4の基準によらなくても支障ないものとする。

8 （社）日本電気工業会の「組込み形等の浴室用衣類乾燥機の自主試験基準」により一定の安全性が確認された機器にあっては、「適合機器」と同等以上の安全性が確認されたものとして取扱い、上記1（1）、2（2）、3（1）及び4の基準によらなくても支障ないものとする。

9 上記7、8の機器で個人の住居に設けるものについては、堺市高石市消防組合火災予防条例第56条に基づく設置の届出については、当該届出を要しないものとする。

10 その他

(1) 本指導基準は、平成10年10月1日から適用する。